

逗子市池子接收地返還促進市民協議会
令和7年度要請活動記録

- 日 時 令和8年1月27日(火) 10時00分～10時36分
- 場 所 南関東防衛局 横浜第2合同庁舎1階 共用第2会議室
- 出席者
- 逗子市 匂坂会長、山口副会長、角田委員、平井委員、齋藤(由)委員、石井(達)委員、
渡辺委員、菊池委員、齋藤(直)委員、高安委員、矢野委員
事務局(仁科経営企画部長、米山経営企画部次長、楠元基地対策課係長、
増田基地対策課主事)
- 国 側 [企画部] 綿貫企画部長、谷本企画部次長、安達連絡調整室長
[管理部] 伊藤管理部次長、濱田業務課長、御子柴施設管理課長
[調達部] 岸下調達部次長

■概要

出席者の紹介及び挨拶

要 請

匂坂会長から綿貫企画部長へ要請書の手交を行った。

池子接收地(池子住宅地区及び海軍補助施設)の返還に関する要請書

大寒の候、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本協議会につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、逗子市では、1954年(昭和29年)以来、池子接收地の全面返還を達成するため、市・市議会・市民の三者が一体となって返還運動を展開してまいりました。

本協議会も、池子接收地の全面返還を達成し、市民運動公園及び自然公園等の実現を図るべく、市民の総力を結集して活動してまいりました。

1996年(平成8年)の米軍家族住宅入居開始から29年が経過し、現在では市民との交流も見られておりますが、このような中にありましても、市民は一貫して、かつての旧柏原地区など人々の生活が営まれていた土地であり、また、かけがえのない貴重な自然の宝庫である池子の森の返還を求めているところです。

この池子の森は、2014年(平成26年)から西側運動施設を含む一部土地約40ヘクタールについて、本市に返還されるまでの間、米軍と共同使用を行うことになり、市民の長年の願いであった西側運動施設を含む池子の森自然公園として市民の利用が始まり、大きな前進を遂げました。

そして、2024年(令和6年)には、逗葉地域医療センター等の複合施設進入路部分が返還され、本市にとって長年にわたって待ち望んでいた喜ばしい出来事となりました。

しかしながら、本市及び本協議会の最終目標は、池子接收地の全面返還です。

返還に向けて、また、米軍施設が所在することによる地元負担を軽減し、国・米軍とも

に良い関係を継続できますよう、次の事項について要請いたします。

1 2024 年（令和 6 年）には、逗葉地域医療センター等の複合施設進入路部分が返還されたが、この返還が、約 40 ヘクタールの早期返還、そして池子接收地の全面返還への確実な道筋となること。

2 本協議会では旧軍港市転換法の本市適用に向けて要請を続けてきたが、困難であるとの見解が示されていることから、返還が実現する暁には、国有財産法に基づき返還国有地の処分がなされる場合であっても、これまでの基地負担等を踏まえ、無償による譲渡等の措置を講ずること。

3 現在の共同使用という状況においては、施設の予約などにあたり米軍が優先されるなど、市民の利用にあたって制約が大きいことから、市民にとってより利用しやすい施設となるよう改善すること。

4 池子の森自然公園の運動施設の維持管理については本市が行っているが、米軍の施設利用は今後も継続していくことから、大規模改修・修繕については、必要な時期又は返還の際に国が実施すること。

5 2018 年（平成 30 年）11 月に日米合同委員会において合意された、池子住宅地区及び海軍補助施設の逗子市域における生活支援施設等の整備計画については、施設整備が返還の遅延をもたらさないようにするとともに、本協議会に対して適時適切に情報提供をすること。

6 市内の幹線道路では慢性的な交通渋滞が発生しているが、池子住宅地区関係車両がその一因になっている状況も見られる。特に県道 24 号横須賀逗子線については、朝夕を中心に渋滞が発生していることから、池子住宅地区関係者に対して、公共交通機関の利用を推奨すること。

7 交通事故については、幹線道路に限らず、狭あいな生活道路においても、池子住宅地区の関係車両により発生していることから、安全運転や交通ルールの遵守とともに、生活道路の通行は極力控えるよう、指導を徹底すること。

8 夏期の逗子海水浴場については、2022 年（令和 4 年）7 月に米軍人による傷害事件が発生しており、このような事件が二度と起こらないよう、逗子海水浴場を利用する際のルール及び注意事項について、米軍関係者に対して周知を徹底すること。

9 池子住宅地区外に居住する米軍関係者に対しては、ごみ出しや騒音等、生活マナーに関するルール指導を徹底すること。

本協議会といたしましては、池子接收地の返還の早期実現につきまして、改めて特段のご配慮を賜りたく要請いたします。

2026 年（令和 8 年）1 月 27 日

南関東防衛局長 鋤 先 幸 浩 様

逗子市池子接收地返還促進市民協議会
会 長 匂 坂 祐 二

○司会（安達連絡調整室長）：ありがとうございました。続いて、いただいた要請に対しまして、当局から回答いたします。

南関東防衛局からの回答

○綿貫企画部長： 企画部長の綿貫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

匂坂逗子市議会議長をはじめとする逗子市池子接收地返還促進市民協議会の皆様におかれましては、平素から米海軍による活動並びに池子住宅地区の安定的な使用に多大なるご理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま、逗子市池子接收地返還促進市民協議会より池子住宅地区及び海軍補助施設の全面返還、米軍施設が所在することによる地元負担の軽減についてのご要望をいただいたところですが、私と管理部次長の伊藤から回答させていただきます。

要請事項 1

○綿貫企画部長： 逗葉地域医療センター・逗子市保健センターへの進入路につきましては、令和 6 年 11 月に返還が実現したところでございますが、池子住宅地区は、現在、米軍が住宅施設等として使用しているなど、日米安保条約の目的達成のために必要な施設・区域であります。

まずは、共同使用地区の土地（約 40 ヘクタール）の返還が実現できるよう、引き続き米側に求めてまいります。

要請事項 2

○伊藤管理部次長： 返還国有地の処分につきましては、財務省において、逗子市が策定する具体的な利用計画を踏まえ、必要な対応がとられるものと承知しておりますが、いずれにしましても、当局としましては、逗子市と財務省との間の調整に関し、引き続き出来ることは協力してまいります。

要請事項 3

○綿貫企画部長： 池子住宅地区の逗子市域の一部土地約 40 ヘクタールにつきましては、皆様、ご承知のとおり、平成 26 年 11 月 30 日に共同使用が開始され、平成 27 年 2 月 1 日、「池子の森自然公園」として開園されました。さらに緑地エリアについては、平成 28 年 3 月 19 日から土日祝日に限って、令和 4 年度からは水曜日にも市民の皆様には開放されているものと承知しております。

このように段階的に市民の皆様が利用できる機会が増えてきているところであり、当局としましても、今後も、できる限りの協力を行ってまいりたいと考えております。

要請事項 4

○綿貫企画部長： 池子の森自然公園の運動施設につきましては、米軍施設であり、国による大規模改修・修繕の実施は難しいところですが、本日のご要請、地元のご意向については米側や本省に対して伝達してまいりたいと考えています。

要請事項 5

○綿貫企画部長： 池子住宅地区及び海軍補助施設の消防署整備については、令和 3 年度から引き続き埋蔵文化財調査を実施し、令和 7 年度から消防署の本工事を実施しているところです。

消防署以外の生活支援施設及び修繕用作業所についても、令和4年度から敷地造成や本工事を実施しており、引き続き逗子市との間で情報共有を行いながら、環境に配慮しつつ工事を進めてまいりたいと考えております。

要請事項 6

○綿貫企画部長： 交通問題については、朝夕の渋滞緩和の一助となるよう、池子住宅地区関係者に対し、公共交通機関の利用について、引き続き伝達してまいります。

要請事項 7

○伊藤管理部次長： 交通安全対策につきましては、米軍において、定期的に交通安全講習会を開催する等、事故防止のための様々な方策に努めているものと承知しておりますが、引き続き、要請内容を踏まえ、米軍に対して、地域への配慮や安全運転、交通ルールの遵守について指導の徹底等を図るよう申し入れてまいります。

要請事項 8

○伊藤管理部次長： 米軍人等による事件・事故は本来あってはならないと考えており、また、ご指摘の2022年（令和4年）7月に発生した米軍人による傷害事件は、被害者の方のもとより、地元住民の方々に多大な不安と懸念を与え、信頼関係を損ねるものであり、誠に遺憾です。

当局としては、今後とも米側に対し、様々な機会を捉え、米軍人等の教育や綱紀粛正の徹底、事件・事故の再発防止を求めています。

また、逗子海水浴場の利用ルールや飲酒マナーの周知、教育指導等についても、これまで累次にわたり、米軍に対し、申し入れているところですが、今般の要請内容を踏まえ、米軍に対して、より一層の徹底を図るよう申し入れてまいります。

要請事項 9

○綿貫企画部長： 池子住宅地区外に居住する米軍関係者の生活マナーの改善については、引き続き、米側に伝達してまいります。

本日のご要請の内容について、米側や本省にも伝えてまいります。今後とも皆様方のご意見を拝聴しながら、池子住宅地区に関する課題に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様方のご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○司会（安達連絡調整室長）： 続いて、質疑応答に移ります。協議会の皆様から何かご質問等がございますでしょうか。

○勾坂会長： まずはご回答をありがとうございました。私の方からは7番の交通事故について少しお話をさせていただきたいと思っております。米軍の交通教育についてですが、スマートフォンを使用しながら運転しているのをよく見かけていたので、具体的な交通ルールの指導が必要であると、昨年申し入れをさせていただきました。事故の原因は様々であると思いますが、横須賀市内では、一昨年9月に引き続き、昨年4月にも米軍人による死亡事故が発生しています。そしてこれらの事故を受けて、昨年12月に横須賀市と米軍、そして南関東防衛局の三者で、米軍の交通教育に関する協議をしたと聞いています。先ほどのご回答には、そのような動きには特に触れられていなかったようですが、交通事故は横須賀市内だけでなく本市においても起こっておりますので、ぜひどのような協議がなされたのか、教えていただければと思います。

○伊藤管理部次長： 米軍との協議については、昨年12月下旬に、横須賀市役所で開催されました。内容につきましては、横須賀市さんがホームページで公表されております。

○濱田業務課長： 業務課長の濱田と申します。昨年12月に、横須賀市、南関東防衛局、そして米軍とで行われた会議でございますが、私も担当課長として出席をしておりました。主に議論した内容は、在日米軍施設・区域内で実施されている交通教育の実情のほか、任意保険の加入

状況、被害者への補償などになります。対外的に言えるものに関しては、横須賀市さんがすべて公表しております。その上で申し上げれば、横須賀市のみならず、米軍による交通事故を含めた事件・事故はどの地域であってもあってはならないといった前提の下で、われわれは事故の防止に最大限努力しているところですが、万が一事故が起こった場合は、被害者への補償・賠償のあり方とその進捗状況を確認し、被害者と米軍との間での補償・賠償についてのやり取りがうまく進まなければ、われわれもしっかりとコミットします。仮に当事者間による交渉がうまくいかず、訴訟等になった場合においても、われわれが地位協定などに基づいて補償手続きを行います。その流れや手続きについて説明をし、共有した場でもありました。

○伊藤管理部次長： 先ほども申し上げましたが、概要については資料がホームページに昨年 12 月下旬に公表されているので、具体的な内容についてはそちらをご覧くださいのがよろしいかと思います。

○勾坂会長： わかりました。ではホームページを確認したいと思います。そういったことが行われたら、逗子市とも共有していただけたらありがたいと思います。

○伊藤管理部次長： 今回、協議会を発足させたのが横須賀市さんの方で、横須賀市の方から米側とこういう協議会をやりたいので国も参加して欲しいと言われました。横須賀市の方が主催した協議会なので、市の方で公表するという事でホームページにも掲載されています。横須賀市の資料なので横須賀市と調整した上で、可能であれば共有させていただきたいと思います。

○勾坂会長： わかりました。ありがとうございます。

○矢野委員： 市民委員の矢野と申します。今の点につきまして、ホームページで明らかにされているということを初めて聞きました。私も拝見したいと思っています。数日前に、今おっしゃられていました米軍当局と横須賀市、防衛局で協議が行われたということが報道で明らかにされて私も初めて知ったのですが、そこで防衛局の方から教育内容の具体的な中身を米軍と共有したい意図があったのだけれども、米軍当局としては共有できないという回答があったと報道されていました。防衛局においてはいろいろとご苦労があると思うのですが、私は防衛局の姿勢は正しいと思います。教育内容を共有していくということ、米軍当局は自分達でやっているということですが、その中で死亡事故が起きているわけですので、その現状に鑑みて、今後こういう事態が起きないように日米地位協定に基づいて具体的な協議を進めていくことが大事だと思います。その辺のところでご苦労はあると思うのですが、ご意見や感想があれば、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

○伊藤管理部次長： 毎年この協議会で事故の関係について要請をいただいているところでございますが、それを踏まえて、今般もそうですが、毎回米軍の方にはこういった要請があったので、米軍の事故の関係についてしっかりと交通に関する教育を徹底してくださいと要請をさせていただいています。先ほど、明らかにできないという話がございましたけれども、これはあくまで米側の方でやっていることですので、われわれとしてもなるべくどういうことをやっているのか聞くようにはしておりますが、米軍内部の事情で明らかにできない部分があるということについてはご容赦願いたいと思っております。私からは以上です。

○濱田業務課長： ご指摘はよく理解しております。報道にあるとおりかも知れませんが、米側は交通安全教育の詳細について政策上の理由で明かすことができないと言っているのも事実です。ただ、私どもの立場として米軍の事件・事故はあってはならないという大前提があり、これは当然のことですが、地域住民を含めたわれわれの安全・安心を確保するという点で米軍もしっかりやっているのだと言うのであれば、教えてくださいと私を含め様々なレベルで情報の共有、提供も求めています。それは今後も継続したいと思います。先ほど次長も申したとおり、米軍の立場として政策上の理由で明らかにできないというのであれば、若干の難しさはありますけれども、われわれとしては継続して努力してまいりたいと思います。その覚悟であります。

○矢野委員： ありがとうございます。

○司会（安達連絡調整室長）： 他にございますでしょうか。

○石井（達）委員： 市民協委員の石井でございます。この4月から自転車の交通規制が厳しくなる。例えば、ヘルメットを着けなければならない、スマホを見ながら運転したり、二人乗り、あるいは信号無視に対する規制。これが市の中でどれくらいを占めているのか承知はしていませんが、一般的に自転車に起因する事故が非常に多いと思います。それで、この4月からの自転車の反則規定の強化、要するにルール改正がある。それは米軍の方には周知されているのでしょうか。

○伊藤管理部次長： その点については当局から米側に直接周知はしておりませんが、米側の方としても日本の法令を遵守することになっていきますので、当然それらの点につきましても米側自ら日本の規制について確認し、然るべく教育等で周知していると考えております。以上でございます。

○石井（達）委員： ありがとうございます。

○司会（安達連絡調整室長）： 他に何かご質問ございますでしょうか。

○菊池委員： 菊池と言います。要請文の3番に共同使用の項目があります。施設を利用するにあたって米側のルール、取り決めがあって、米軍が優先で、米軍が使わないところは使っているよ、というようになっています。運動施設、特に400メートルトラックに関しては、秋に逗子市での大きなイベントで使わせていただくことが多いです。一つはここで4年ほど開催させていただいている逗子市民まつり。約2万人の来場客があるイベントです。あともう一つは逗子アートフェスティバルというイベントの中の池子の森音楽祭があり、こちらも5千人の来場客があり、市民やイケゴヒルズの住民が楽しみにしているイベントなのですが、こちらの調整にいつも非常に苦労しています。

同じ10月に2つのイベントがあるので、米軍との、平たく言えば予約の取り合い、取り合いと言うより、実際にはここしか空いていないからここでやってちょうだい、という形になるのが現実です。全てにおいてとはいかないと思うのですが、やはり市内では非常に大きな行事ですので、米軍優先という前提はともかく、現場では多少、交渉、調整はあるのですが、ぜひ国の方からも逗子市民が楽しみにしている数少ないイベントに関してはご配慮いただき、逗子市民優先での利用をさせていただきよう、お口添えをいただけるとありがたいと思います。

ちなみに、逗子市民まつりでは米軍イケゴヒルズの消防車両の展示や、昨年是一部住民の方の出店参加もあり、親善交流の場として市民やイケゴヒルズの方も楽しんでいると思います。音楽祭に関してもS O F Aと言うんですか、彼らのIDで無料入場という来やすい状況になっていて、現場にいますと大勢の方がイベントを楽しんでいるのが分かります。一年前から準備している大きなイベントで、親善交流の場としても活かしていると思いますので、ぜひ、共同使用に関して、一部であってももう少し市民に優先利用のようなご配慮を国からもお口添えをいただければありがたいです。ぜひ、よろしく願いいたします。

○綿貫企画部長： 普段からそのように米軍の方々と交流していただいているというのは非常にありがたいことだと思います。施設予約については前からお話は伺ってしまして、当局としても、今のご要望につきましては米側に伝えていきたいと思います。もっと柔軟な利用ができるよう米側に申し入れていきたいと思います。今後も市民、住民のみなさまが利用しやすいよう、逗子市さんとも協力しながらやっていきたいと思っています。

○菊池委員： ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いします。

○司会（安達連絡調整室長）： 他にご質問ございませんでしょうか。それでは、以上をもちまし

て本日の要請を終了します。ありがとうございました。

以 上